



自動車の購入には 物資事業をご利用ください!



立替利率 年利1.98%・立替限度額300万円

物資事業は、組合員の皆さんが当組合と契約した自動車販売店(特約店)から自動車を購入する場合、当組合が特約店へ購入代金を立替払いし、その立替金を給料から割賦償還する制度です。特約店の情報は、当組合ホームページの「共済のしおり」に掲載しています。

また、特約店以外で自動車を購入する場合でも、組合員が立替手数料を負担することにより物資事業を利用することができます。(「特例による物資立替金制度」といいます。)

自動車購入の際は、ぜひ物資事業をご利用ください。

立替対象	自動車(組合員およびご家族の方が使用する自動車(中古車)を含みます。) ※自動二輪車不可
立替金額	最高限度額 300万円 (購入価格の範囲内とし、10万円以上5万円単位で立替) ※既立替金がある場合は、限度額(300万円)から未償還金を差し引いた額の範囲内
立替手数料	新車 10,800円 中古車 5,400円 ○特約店で購入 → 特約店負担 ○特約店以外で購入 → 組合員負担
償還方法	立替翌月から給与控除による 元利均等償還 (ボーナス併用償還 は50万円以上の場合選択可能)
利率	年利率 1.98%
申込締切日	毎月5日 (共済組合必着)
送金日	申込締切日の 当月28日 送金 ※ただし、金融機関の営業日でない場合は、その翌営業日となります。 ○特約店で購入……………特約店の指定口座へ送金 ○特約店以外で購入……………組合員登録口座へ送金

▶ 特約店で購入する場合

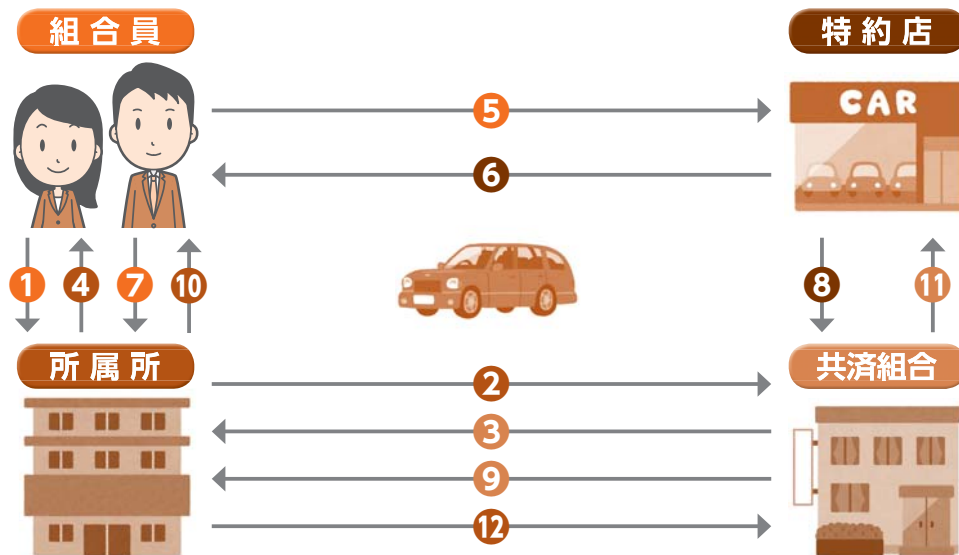
- ① 「物資立替金償還能力調査書」を共済事務担当課に提出してください。
- ② 当組合が償還能力を確認後、共済事務担当課から「自動車購入票」が交付されますので、特約店に提出してください。
- ③ 売買契約後、特約店から自動車購入票の所属所(控)と組合員(控)を受け取り、所属所(控)を共済事務担当課に提出してください。

▶ 特約店以外で購入する場合(特例による物資立替制度)

共済事務担当課に次の書類を提出しお申し込みください。

- ① 特例による物資立替金申請書
- ② 自動車注文書または売買契約書の写し
- ③ 物資立替金償還能力調査書





組合員の手続

- ① 物資立替金償還能力調査書の提出
- ⑤ 自動車購入票を提示・売買契約
- ⑦ 自動車購入票(控)の提出(所属所用)

特約店の手続

- ⑥ 自動車購入票(控)の交付(所属所用、組合員用)および自動車の納品
- ⑧ 物資立替金の請求

所属所の手続

- ② 物資立替金償還能力調査書の内容を確認し、共済組合に提出
- ④ 自動車購入票を交付
- ⑩ 立替金の決定通知・個別償還明細表の配付
- ⑫ 償還金の振込(給与から控除)

共済組合の手続

- ③ 物資立替金償還能力調査書を審査し、これを認めた場合、所属所に自動車購入票の交付を依頼
- ⑨ 立替金の決定通知・個別償還明細表の送付
- ⑪ 物資立替金の送金

償還能力の調査を実施しています

～貸付事業・物資事業～

貸付事業および物資事業のお申し込みの際に、償還能力の調査を実施しています。調査内容等は次のとおりとなりますのでご協力をお願いします。

判定基準

「給料月額に対する毎月の償還額の割合」および「年収額に対する年間償還額の割合」がいずれも30%以内であることを確認します。いずれか一方でも30%を超える場合には、それぞれの事業を利用することができませんのでご注意ください。

※給料月額…各職務に対応する給料表に定められている号給の額です。(標準報酬月額とは異なりますのでご注意ください。)

提出書類

- 貸付事業：借入状況等申告書
- 物資事業：物資立替金償還能力調査書

※各金融機関、互助会、キャッシングやカードローン等、すべての借入を対象に各借入金の償還表等の写しを提出いただき確認しています。